令和８年度事業計画

第１　基本方針

今後、一層の人口減少、少子高齢化が進展する中で、シルバー人材センターは、人生１００年時代を見据え、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っており、地域の特色や実情を踏まえて積極的な取組を強化していく必要があります。

そのような中、当会の事業運営においては、新規入会者の伸び悩み、入会時年齢の上昇による会員の高齢化、仕事と会員のミスマッチ等の課題に直面しており、シルバー人材センター事業を持続的に発展させていくためには、組織が活性化する必要があり、様々な取組を推進する必要があります。

まず、「新たな仲間づくり計画～１０万人の増加を目指して！～」として、業界共通の認識をもって事業を発展させるための指針として策定され、取組を進めておりますが、会員増加と併せた仕事量の増加という好循環を目指して、取組を進めることが重要であります。

また、会員の高年齢化や事故の発生状況を踏まえ、「安全・安心なシルバー事業」の確立を目指し、特にも、重篤事故、傷害事故の発生防止に徹底して取り組む必要があります。

さらに、各種法令に抵触しないよう、請負・委任、職業紹介、労働者派遣の適正で適切な契約形態を確保し、法令遵守の徹底の上で、実績向上を図る必要がある。

ついては、シルバー人材センター事業として地域の期待に応じ、より一層の存在感を発信するよう、連合本部とシルバー人材センターが一体となって、以下の計画に取り組んで参ります。

第２　事業計画

Ⅰ　高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業並びにその他の社会参加活動を県内全域で一体的に推進する事業

１　雇用によらない就業機会の提供

（１）受託事業

県内の民間事業所及び官公庁や家庭等からの発注（需要）と高齢者の就業ニーズ（供給）を調整しながら、これらの仕事を高齢者に提供できるようにするため、広域需給調整事業として、高齢者が働くことを通じて、生きがいの充実と福祉の増進を図ると共に、活力ある地域社会づくりに寄与するため、センターと共に地域に密着し、高齢者と仕事との的確なマッチングのため、隣接センター等との広域的な受注調整を行うとともに、就業機会の

提供を行う。具体的には、センター未設置の発注者からの要望や、就業場所が複数地域にわたる仕事の依頼等に対し、県内全域を事業活動の対象とする当会の重要な役割として、シルバー事業を円滑に推進していくために、会員の就業ニーズと受注した仕事を的確に合わせ、センターに対して情報の収集、提供に努めるとともに複数のセンターとの広域的な対応のための需給調整、高齢者の就業機会の確保と提供を図る。

① 広域的な需給調整業務の推進

2 雇用による就業機会の提供

（1）職業紹介事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事の求人を受け付け、これらをそのような仕事を希望する一般高齢者及び会員を対象に提供することを、県内全域を対象としての業務を実施する法人として指定を受けていることから、法令を遵守した運営を行うために、全シ協や民間の職業紹介責任者講習会実施機関主催の職業紹介責任者講習会に参加した紹介責任者を置き、センターに対して、指導監督するとともに、岩手労働局長への報告書の提出等、センターを「職業紹介実施事業所」とし、実施体制を整え、役割分担の下に連携を密にし、職業紹介事業者として、適正に事業を実施する。

① 職業紹介責任者講習への参加

（2）労働者派遣事業

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「派遣法」という。）第５条第１項の規定に関わらず、厚生労働大臣に届け出て、労働者派遣事業を行うことが出来ることから、派遣労働を希望するセンターの正会員を対象として、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に関し必要な業務として行い、センターを「シルバー派遣事業を行う事業所」とし、派遣法に適合した実施体制を整え、役割分担の下に連携を密にし、労働力の需給調整を行っていく。さらに、法令を遵守して行うため、全シ協や民間団体が主催の派遣元責任者講習に参加し、派遣元として、シルバー派遣事業の届出、事業報告等、労災保険関係等の成立の届出その他法令に基づく行政手続に関する業務、さらに、派遣先との労働者派遣契約及び派遣労働者との労働契約の当事者であることから、派遣元責任者を選任し、適正な派遣就業の確保、教育訓練管理、個人情報の保護、派遣契約に対する庶務、会計管理等、派遣元の講ずべき措置について必要な対応を、労働者派遣事業主として、適正に事業を実施する。

① 派遣元責任者講習への参加

② 労働者派遣事業運営委員会の開催

3 就業に必要な知識及び技能を付与するための講習

（1）講習事業

県内の高齢化の状況、働く意欲のある高齢者の地域社会へのニーズ等を踏まえて、講習

内容について、調査研究を行い、重点分野を定め、この分野に係る就業上必要な技能、知識を就業意欲のある高齢者に付与することにより、実際の就業に結びつけながら、より広い就業分野での仕事の確保と機会の提供を行うため、一般高齢者及び会員を対象に実施する。

① 就業上必要な技能知識を付与する講習の開催

4 高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業並びにその他の社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、安全・適正就業の推進、調査研究、就業分野の開拓・拡大、相談・情報提供、社会参加活動の推進等

県内全域の事業を発展・拡充するため、全国の情報を入手しながら、上記の事業を推進するための諸活動として、地域に密着した事業を発展・拡充させ、高齢者が働くことを通じて、生きがいの充実と福祉の増進を図ると共に、活力ある地域社会づくりに寄与するため、以下のとおり実施する。

（1）普及啓発

県内全域で、県民、事業所、官公庁への普及啓発、並びに高齢者に対するシルバー事業への理解と加入促進及び意識啓発を目的とし、地域に密着した効果的かつ効率的な普及啓発活動を推進するため、ホームページ・行政機関広報等の活用、事業概要、カレンダー作成配布をセンターと共に連携し実施する。

① ホームページ等の活用

② 事業概要、カレンダー作成配布

（2）安全・適正就業の推進

県内全域で、高齢者が自らの健康維持と安全の確保を図りながら、利用者に損害を与えることなく、提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、また、シルバー事業や関係法令等の理解に努め、法令遵守により、事業を発展・拡充するために、安全・適正就業対策として、安全・適正就業推進委員会により、安全・適正就業推進計画等の策定、安全・適正就業の推進に係る情報提供、指導・助言・研修を行いながら、効果的かつ着実に、地域に密着した事業を実施することから、安全就業と適正就業の意識高揚と啓発活動として、安全・適正就業推進委員会の開催、安全・適正就業推進強化月間を中心として、様々な形態での安全・適正就業の推進活動を実施する。

① 安全・適正就業推進委員会の開催

② 安全・適正就業推進強化月間を中心とした活動

③ 受注リストによる適正就業状況の確認と協議

（３）調査研究

県内全域で、高齢者や地域社会及び利用者含めた本事業への意識やニーズ等を把握し、地域に密着した事業を発展・拡充するため、「新たな仲間づくり計画～１０万人の増加を目指して！～」に基づく取組等を行うと共に、事業実績の集計等を行い、ホームページ等により公開し、高齢者や地域社会及び利用者へ、計画に対しての実績等を踏まえ、様々なニーズに応えるための新しい事業展開等を調査研究し、事業内容に反映させ、高齢者が働くことを通じて、生きがいの充実と福祉の増進を図ると共に、活力ある地域社会づくりに寄与するため、調査研究委員会の開催、事業実績の関係機関への周知を実施する。

①　事業実績の関係機関等への配布

②　「新たな仲間づくり計画～１０万人の増加を目指して！～」に基づく取組

（４）就業分野の開拓・拡大

県内全域で、高齢者が働くことを通じて、生きがいの充実と福祉の増進を図ると共に、活力ある社会づくりに寄与し、高齢者が自らの能力や希望に応じた就業機会の提供を受けることができるため、さらに、高齢者に相応しい仕事を受注することで、会員の確保に繋げると共に、利用者のニーズに応えた結果として、センター事業の発展・拡大に繋がることから、地域に密着した仕事の需給調整及び就業開拓等として、センターに対する情報提供、指導・助言を行いながら、無理なく働ける就業環境としての多様な働き方の推進を実施する。

①　求人情報の提供

②　事業連絡会議の開催（岩手労働局、岩手県）

（５）相談・情報提供

県内全域で、シルバー事業を適正に実施するため、研修や会議等に出席し、様々な情報収集を行い、高齢者や地域社会及び利用者へ提供するために、センターを対象とした相談・研修を実施する。また、地域の高齢者等を対象として、雇用、就業等に係る相談及び情報提供のための相談会等を実施する。

①　事業運営のために必要な研修の開催

②　全シ協ＳＣ事業指導事業の実施

（６）社会参加活動の推進

県内全域で、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るために、多様な働き方を通じ、自主的活動に対する意識や、共助の精神で共働するという意識を高めることを、様々な形での社会参加等を通じて一般高齢者とセンターの会員を対象に活動する機会を提供する。

①　女性会員研修の開催

（７）各種会議等の実施

県内全域で、高齢者が同じ条件の下に、働くことを通じて、生きがいの充実と福祉の増進を図ると共に、活力ある地域社会づくりに寄与するため、県全体の事業拡大・発展を念頭に置き、県下統一的な見解の下に事業実施するために、センターの理事長会議、事務局長会議として、事業推進の方針を徹底する場として実施する。

①　理事長及び事務局長合同会議等の開催